

債権法改正法案における時効障害としての民事執行

石井 教文

1 はじめに

本稿は、「民法の一部を改正する法律案」⁽¹⁾における時効障害に関する規定のうち、民事執行を時効の完成猶予事由ないし更新事由とする規律の概要を紹介し、実務的な視点から検討を行おうとするものである⁽²⁾。

改正法案の時効障害に関する規定は、時効一般に適用されるものとして構想されているが⁽³⁾、本稿で検討の対象とするのは、「民事執行が債権の消滅時効に関する時効障害事由として機能する場面」に限定した。本稿がこのテーマを検討する際の資料としたのは、主に法制審議会民法（債権関係）部会における審議やその過程での資料並びに成果物であるが、法務大臣の法制審議会への諮問が民法の債権関係の改正に関するものであったため⁽⁴⁾、時効制度に関する部会での審議も主に債権の消滅時効（債権の消滅原因）としての側面からなされているためである。

2 改正法案の概要

本題に入る前に、本稿での検討内容に関連する限度で改正法案の立法経

(1) 本文では「改正法案」と略称し、括弧内で条文を引用するときは、(法案123条)のように記載する。これに対し、現行民法は、本文では「現行民法」、括弧内で条文を引用するときは(民法123条)のように記載する。なお、改正法案で改正の対象とならず、現行民法の条文がそのまま残るものについては、(法123条)のように条文を引用する。

(2) 筆者は、執行保全法ほかの講座を担当する実務家教員（弁護士）である。

(3) 中間試案補足説明79頁、潮見佳男「民法（債権関係）改正法案の概要」33頁（きんざい、2015年）。以下、潮見・概要として引用する。

(4) 諮問第88号

過や時効制度に関する内容について、概観しておくことにする。

(1) 改正の経過

法制審議会は、2009年10月、法務大臣からの諮問を受け、民法（債権関係）部会（以下、単に「部会」という。）を設置し、2009年11月から2015年2月までの間、99回の部会が開催された。部会での審議は、検討の対象とすべき論点の整理を行う第1読会、中間試案の取りまとめを行う第2読会、改正要綱案の取りまとめを行う第3読会の3つのステージに分けられるが、⁽⁵⁾ステージごとにその成果が公表された。

第1読会の成果としては、2011年5月に公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下「中間論点整理」という。）およびこれに補足説明を付した「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明」（以下「中間論点整理補足説明」という。）が、また、第2読会の成果物としては2013年7月に公表された「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（以下「中間試案」という。）およびこれに補足説明を付した「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」（以下「中間試案補足説明」という。）が、第3読会の成果物としては2015年2月に公表された「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」（以下「要綱案」という。）が重要である。また、部会の議事録や部会での審議に用いられた資料についても、法務省のホームページで公開されており、以下では、適宜、「第〇部会会議事録〇頁〇〇委員発言」、「部会資料〇〇」等として引用する。⁽⁶⁾

部会の成果である要綱案は、2015年2月、法制審議会に提出されて原案どおり可決・採択され、「民法（債権関係）の改正に関する要綱」とし

(5) 法務省のホームページに掲載されている「審議事項・部会資料・議事録一覧」を参照されたい。部会での審議の経過と内容、そこで用いられた部会資料、審議の成果物などが整理されており、便利である。

(6) 部会での議事録、中間論点整理、中間試案、要綱案等は、法律雑誌に掲載され、あるいは単行本化されているが、以下での引用は、すべて法務省のホームページからダウンロードしたPDF版の資料によることとし、頁数等もすべてPDF版の資料の頁数である。

て法務大臣に答申され、2015年3月31日、閣法第63号「民法の一部を改正する法律案」として、内閣から第189回国会に提出されたが、本稿脱稿の時点（2016年9月30日）では成立を見ていない。

(2) 改正法案における消滅時効制度の概要

本稿は、民事執行を時効の完成猶予事由ないし更新事由とする改正法案の規律に関する検討を行うとするものであるが、その前提として、必要な限度で債権の消滅時効制度全体に関する概要を紹介することとしたい。

現行民法の債権の消滅時効の制度は、債権不行使の状態が一定期間継続することにより、当該期間の起算日に遡って債権が消滅する制度であるが（民法144条、166条～174条4の2）、他方で裁判所は、時効の利益を受ける者が援用しなければ、時効を理由に債権が消滅したものとして裁判することはできないとする（民法145条）。そのため、制度の存在理由に関し、実体法説と訴訟法説が対立し、時効の効果の発生時点や援用の法的意味、時効障害事由の根拠等について争いが派生する⁽⁷⁾。改正法案は、時効制度の存在理由等に関する上記のような論争に特定の立場から終止符を打つものではない。しかしながら、時効制度は改正法案の中でも大幅な改正の対象とされた分野であり、主要な改正点を概観すると、以下のとおりである⁽⁸⁾。

(7) 実体法説と訴訟法説の立場が対置されるが、今日では、いずれかの立場から一元的に説明しようとする学説はなく、実体法説的な立場に立脚しつつ、多元的に説明されることが多い。我妻榮「新訂民法総則（民法講義Ⅰ）」（岩波書店、1965年）430頁以下、幾代通「民法総則」483頁（青林書院新社、1969年）、四宮和夫「民法総則」〔第4版補訂版〕289頁以下（弘文堂、1996年）、潮見佳男「民法総則講義」262頁以下、（有斐閣、2005年）、内田貴「民法Ⅰ総則・物権総論」〔第4版〕311頁以下（東京大学出版会、2008年）、佐久間毅「民法の基礎Ⅰ総則」〔第3版〕390頁以下（有斐閣、2008年）、河上正二「民法総則講義」530頁以下（日本評論社、2007年）、山本敬三「民法講義Ⅰ総則」539頁以下〔第3版〕（有斐閣、2011年）。以下、これらの文献については、我妻・総則、幾代・総則、四宮・総則、潮見・総則、佐久間・総則、河上・総則、内田・総則、山本・総則と略称する。

(8) 要綱案6頁

a 消滅時効の起算点と時効期間

現行民法は、債権の消滅時効の起算点および時効期間を「権利を行使することができる時から」10年間とする原則的規定を置くが（民法166条1項、167条1項）、改正法案は、このほかに主観的起算点から5年間とする二元的な構成を採用し（法案166条1項1号・2号）、いずれか早いほうの期間が満了したときに消滅時効が完成するものとする。

また、時効期間についても、①人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権（法案167条、724条の2）、②定期金債権（法案168条）および③判決で確定した権利（法案169条）に関して特則を設けることとしている。反対に、④定期給付債権の短期消滅時効（民法169条）、⑤職業別の短期消滅時効（民法170条～174条）および⑥商事消滅時効（商法522条）の制度を廃止し、消滅時効期間に関する規律を大幅に単純化することとしている。

b 時効障害

改正法案では、用語の適正化を図る観点から、改正前民法の「中断」と「停止」の概念を「更新」と「完成猶予」の概念に置き換えることにしている。現行民法の「中断」は、それまで進行していた時効期間をリセットするものであるが、「中断」の語は、いったん時効期間の進行が中断し、中断事由が消滅すると残りの期間が進行するような誤解を与える可能性があるため、これを「更新」の語に置き換える趣旨であると説明されている。また、当該事由が続く間、時効の完成を猶予する場合を「完成猶予」の語で呼ぶこととし、併せて判例が採用する「裁判上の催告」の概念を一部取り込み、完成猶予事由として再構成した⁽⁹⁾。

時効障害に関する規定振りも、現行民法のように完成猶予事由、更新事由ごとにこれに該当する事由を列挙するのではなく、債権者・債務者間に生じる典型的な場面（訴訟、和解・調停、倒産手続参加、民事執行・保全

(9) 中間試案補足説明79頁、内田貴「民法改正の今 中間試案ガイド」20頁（商事法務、2013年）。

等) ごとにどのような場合に完成猶予や更新の効力が生じるのかを規定する方法に改めている。

また、時効の完成猶予または更新は、当該事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ効力を生じること(法案153条)、民事執行・保全の手續が時効の利益を受ける者に対して行われたものでないときは、その者に通知をした後でなければ完成猶予または更新の効力を生じないこと(法案154条)は、現行民法における類似の規律(民法148条、155条)を、完成猶予事由、更新事由一般に拡張するものである。さらに、改正法案は、現行民法の時効の停止に関する規定(民法158条~161条)も「完成猶予」の概念に置き換えた上、天災等による時効の完成猶予期間を改正前民法の2週間から3か月に延長した(法案158条~161条)⁽¹⁰⁾。

c 時効の効果

時効の効果が起算日に遡ること(法144条)、「当事者」が援用しなければ裁判所が時効を理由に裁判できないこと(法案145条)、時効の利益はあらかじめ放棄することができないことは(法146条)、現行民法と同様である。また、消滅時効の援用権者に「保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者」が含まれることが付記されている(法案145条かっこ書)。

3 民事執行と時効障害事由に関する改正法案の評価

(1) 現行民法の問題点

時効障害と民事執行との関係でいえば、現行民法は、「差押え」を中断事由と規定するが(民法147条2号)、「差押え」は、対象物の換価を目的とする執行処分であり、民事執行のうち主に金銭執行、担保執行および担保執行の例によるとされる形式競売(民事執行法195条)で用いられており、⁽¹¹⁾

(10) 部会資料80-3・5頁

(11) 非金銭執行でも、第三者占有物の引渡執行(民事執行法170条1項)では、債務者の第三債務者に対する執行目的物の引渡請求権が差押えの対象となる。

金銭執行が中断事由であることは明らかであるが、担保執行はこれに準じるものと説明され⁽¹²⁾、差押えを伴わない民事執行（非金銭執行および財産開示手続）と時効障害の關係は法文上不明確であった。もっとも、通説も、非金銭執行については、執行債権の消滅時効を中断するものと解しているものと思われるが、反対に差押えを伴うものの形式競売が時効障害事由であるのか否か、さらには金銭執行の準備的な執行手続にすぎない財産開示手続が時効障害事由たり得るのか否かが意識的に議論されることはなかったように思われる。

さらに、現行民法の規定を文言解釈すると、「差押え」の効力発効時に執行債権ないし被担保債権について消滅時効の中断が生じ（民法 147 条 2 号）、差押えの効力が続く限り中断効が継続し、差押えがその目的を達して失効した時から新たな時効期間が進行するように読めるが（民法 157 条）、他方で差押えの申立てが取り下げられ、あるいは差押えが取消しによって失効した場合は、遑って時効中断の効力が消滅する（民法 149 条～152 条）ということになり、煩雑な規定ぶりになっている。

しかも、以上のような規律では、中断の効力が容易に覆って不都合が生じるため、判例は、例えば、裁判上の請求（民法 147 条 1 号）については、訴えが取下げによって終了しても、訴訟手続が係属している間は、債権者の催告（153 条）が継続的になされているものと評価して暫定的な中断効を与え（裁判上の催告）、手続が途中で終了した場合も、終了時から 6 か月以内に民法 153 条所定の手続をとれば、時効が中断するものと解

(12) ただし、金銭執行についても、扶養義務等に係る金銭債権については、差押えによる以外に間接強制によることが認められ（民事執行法 167 条の 15・16）、この場合の時効の中断効の根拠を差押えの効力に関連づけて説明することは困難になっていた。

(13) 民事執行法が制定される以前の教科書では、民法 147 条 2 号の「差押え」は、本来的には強制執行としての差押えを指すが、競売法に基づく担保執行（任意競売）も含まれると説明されていた（我妻・総則 468 頁、幾代・総則 575 頁）。民事執行法制定後の教科書でも強制執行としての差押えと担保執行としての差押えを分けて説明する傾向は続いている（潮見・総則 325 頁、山本・総則 582 頁）。また、大村敦志「民法読解総則編」507 頁（有斐閣、2009 年）は、任意競売へは現行民法の規定が類推適用されるとする。

(14) 厳密に言えば、一般先取特権の実行としての担保執行も含まれる。

している。通説もこうした判例準則を支持してきたが、民事執行にも、同様の考え方（執行上の催告）がどのような場合にどの範囲で及ぶのかは明確でなかった。

(2) 改正法案に対する評価

改正法案は、時効障害に関する上記のような判例・通説の立場を整理・再編することを指向したものであり⁽¹⁵⁾、まず、金銭執行・担保執行のみならず、非金銭執行、形式競売および財産開示手続を含む民事執行全般の申立てに消滅時効の完成を猶予する効力を明文で付与するものとしている（法案 148 条 1 項各号）。また、併せてこれらの事由に、現行民法が申立ての時点で中断効（改正法案でいえば更新効）の発生を認めていたのと対照的に、執行手続の終了の時点で消滅時効を更新（現行民法でいえば中断効）する効力が生じるものと構成し直した（同条 2 項本文）。こうした整理・再編によって、申立ての取下げまたは法律の規定に従わないことによって民事執行手続が取消しによって終了した場合は、消滅時効を更新する効果は発生しないものの（法案 148 条 2 項ただし書）、手続の申立ての時点で生じた完成猶予効が手続終了時から 6 か月を経過するまでの間、継続するものとするにより（法案 148 条 1 項柱書かつこ書）、執行手続が途中で挫折した場合、申立てによって生じた中断効が覆滅するが、解釈で暫定的中断効を与える（裁判上の催告）との現行民法下での輻輳した構成を単純化⁽¹⁷⁾した。

改正法案の上記のような規律については、以下のような評価が可能であ

(15) 最一小判昭 45.9.10 民集 24 卷 10 号 1389 頁。我妻・総則 466 頁、幾代・総則 572 頁、四宮・総則 315 頁注 3、潮見・総則 323 頁、内田・総則 322 頁、佐久間・総則 413 頁、山本・総則 580 頁、河上・総則 546 頁。

(16) 中間試案補足説明 81 頁

(17) 現行民法 154 条は申立ての取下げの場合を規定していないが、判例・通説は解釈により取下げの場合を含めていた（我妻・総則 469 頁、幾代・総則 578 頁、潮見・総則 326 頁、山本・総則 583 頁）。沿革的には、「債権者の請求による取消し」とは、民事執行法が制定される以前の民事訴訟法 650 条 3 項、550 条、531 条によるものをいう。

ると思われる。

- ① 消滅時効の更新事由、完成猶予事由として民事執行全般（民事執行法1条参照）を列挙することとしている点（改正法案148条）は、時効障害事由としての民事執行の間口を明確にしたものである。少なくとも、形式競売や財産開示手続は、これまで消滅時効の障害事由として意識的に議論がなされてこなかった。
- ② また、判例が採用する「裁判上の催告」と同様の法理をどのような場合にどの範囲で民事執行にも及ぼすことができるか（執行上の催告）については議論があるが、改正法案は、少なくとも取下げ、取消しにより執行手続が挫折した場合にも完成猶予効を認める限度で明文規定（法案146条1項柱書のかっこ書）を設けており、規律の透明性を高めるものといえる。
- ③ さらに、改正法案は、更新効の発生時点や完成猶予効の始期と終期を明確にするなど、現行民法の規定の不十分さによる債権管理上の問題点がある程度解消させるものといえることができる。

以下では、改正法案の時効障害事由としての民事執行に関する規律のうち、現行民法と規律と異なる部分を中心に、現行民法下での解釈問題がどのような影響を受けるのかを検討していきたい。

4 時効障害事由の根拠

改正法案における時効障害事由は、基本的には、権利の行使を完成猶予事由、権利の確定を更新事由として整理がなされたと説明されている⁽¹⁸⁾。確かに裁判上の請求、支払督促、起訴前の和解、民事・家事調停の申立て、および倒産手続の参加（法案147条1項1ないし4号）については、そのような理解が当てはまる。しかしながら、民事執行は、本質的には他の手続（裁判上の請求、支払督促、起訴前の和解、民事・家事調停および倒産

(18) 潮見・概要33頁

手続の参加)で確定された権利を実現するための手続であり、それ自体に権利を確定する要素は含んではいない。現行民法で「差押え・仮差押え・仮処分」が中断事由とされた根拠については、強力な権利行使の手続であることのほか、権利の存在が「ある程度」確認されることを挙げる見解もあるが、⁽¹⁹⁾その趣旨は、現行民法では仮差押えおよび仮処分が差押えと並ぶ中断事由とされていることによるものであると推測される(民事保全法13条2項⁽²⁰⁾)。改正法案では仮差押えおよび仮処分は、完成猶予事由に位置づけているため(法案149条)、民事執行手続が更新事由とされた根拠にこうした権利確認説的要素を持ち込むことは不要であると思われる。

また、以上とは反対に、民事執行に伴う更新の効力が現行民法と異なり手続終了の時点とされたことは、更新効の根拠を権利行使説的な立場から説明することには親和的ではないように思われる。⁽²¹⁾しかし、これは、他の更新事由が「確定判決又はこれと同様の効力をもって確定されたとき」をもって更新効の発生時点とされたことと平仄をあわせ、あるいは前述した更新・猶予効に関する現行民法の輻輳した規律を整理するための技術的な要請によるものであり、改正法案の下で民事執行手続が更新事由とされた根拠を権利行使説の立場で説明することについての本質的な障害とはならないというべきだろう。

さらに、前述したとおり、現行民法は、時効中断事由として「差押え」を挙げ、これに関する若干の周辺規定を設けるのみであるため、中断効の根拠は、差押えの効力と関連づけて説明されることが多い。⁽²²⁾しかし、民事

(19) 潮見・総則325頁、河上・総則547頁。

(20) なお、多分に理念的な問題ではあるが、担保執行・形式競売では、債務名義は必要とされず、執行機関が担保権の存在を認定して執行手続が開始される建前であるが(中野貞一郎＝下村正明「民事執行法」332頁以下(青林書院、2016年)参照)、担保執行等の開始決定は、確定判決と同一の効力をもって担保権の存在を確定するのではなく、敢えて担保執行と形式競売について権利確認説的な発想を持ち込む必要はないものと考えられる。

(21) 部会第12回議事録37頁の山本和彦幹事の発言

(22) 金銭執行・担保執行のように競売が予定される執行手続については、時効中断の効力の根拠は、差押えによって国(執行機関)が執行対象財産ないし担保権の目的物の換価権能を取得し、執行債務者の処分権能が制限されることに求められると説明されることが多い。

執行一般を時効障害事由とする改正法案の下では、時効障害の根拠を差押えの効力と関連づけて説明する必要はなく、執行名義を有する債権者が民事執行という「法的手続」に則って権利行使すること自体（角度を変えていえば、民事執行の手続が開始されること自体）に由来するものと説明するほかはないものと思われる。

そして、ここにいう「法的手続」の意義としても、「差押え」を伴う金銭執行とそれを伴わない非金銭執行だけであれば、有名義債権および担保権付債権の強制的満足を図るための法的手続と括ることができようが、形式競売および財産開示手続をも包摂するとすると、法的手続の目的面（請求権の強制的満足を）から実質的に意義づけを行うのは困難であり、権利行使ができる債権者に一定の資格が求められることや、権利行使（回収行動）が民事執行法の定める手続に則って行われるという形式的な観点に着目するほかはないのではなからうか。

実務的な観点からいえば、債権者の債権回収は、典型的には、まずは①任意の履行を求めることから開始され、②任意の履行が期待できない段階で、訴えの提起、支払督促の申立て等により、裁判機関による履行命令や債務者の履行に関する合意の調達を図り、それでもなお履行がなされない場合に、③強制的な権利の実現手続に移るという段階を辿ることになる。改正法案は、①の段階での時効障害事由として、催告、承認、協議を行う旨の合意、債務者自身による債務承認を時効障害事由として用意し（法案 150～152 条）、②の段階として裁判上の請求等の債務名義の作成手続を配した上（法案 147 条）、③の段階として、②で作成された債務名義等に基づく強制的な回収手続を時効障害事由としたものということができる。債権者としては、各ステージで用意されたメニューに従って時効管理を行う必要があるが、それぞれの時効障害事由を解釈するに際しては、債権者がそのステージに相応しい合理的な回収行動をとっているのかどうか

ㄨ (山本・総則 581 頁、金融法研究 15 号のシンポジウム「民事執行手続と消滅時効中断効」における佐久間弘道、伊藤眞両教授の報告等)。

という観点からの評価が必要であり、特に時効障害事由としての民事執行については、債権管理・債権回収の最終ステージであることを考慮した解釈をすることが必要であろう。

5 時効障害事由としての民事執行の間口問題

(1) 一部執行と消滅時効の更新

裁判上の請求（民法 147 条 1 号、法案 147 条 1 項 1 号）については、いわゆる明示的一部請求の時効中断（更新）の効力は、残部には及ばないとするのが判例理論であり、複数の債権のうちの一部や 1 つの債権のうちの数量的な一部を執行債権、被担保債権とする民事執行の申立てがなされた場合も、当該部分だけに時効の更新効が及ぶとする⁽²³⁾（もともと、判例は、根抵当権の実行について、極度額を超える被担保債権を請求債権として競売申立てがなされた場合は、極度額を超える部分であっても請求債権として表示された被担保債権全部について時効の中断効が及ぶとする⁽²⁴⁾）。

部会では、明示的一部請求の問題を中心に更新効の客観的範囲の問題が議論されており、一部執行に関する掘り下げた議論はなされていない。裁判上の請求については、部会では、当初、明示的一部請求に関する判例法理を変更して時効障害の効力が残部にも及ぶとすることが検討されたが、やがて立法化を見送る流れに転じた経緯がある⁽²⁵⁾。しかし、後述するとおり、部会での審議の結果が消極的な結論をとったというわけでもなく、結局、立法化が見送られたことが、従来からの議論に直接影響することはなく、今後の解釈や判例の展開に委ねられているものと解される。

(23) 最二小判昭 34.2.20 民集 13 卷 2 号 209 頁等

(24) 最三小判平 10.11.24 民集 52 卷 8 号 1737 頁等

(25) 最三小判平 11.9.9 判タ 1014 号 171 頁

(26) 中間試案第 7 の 7 (2) で「上記 (1) ア (筆者注・裁判上の請求) による時効の停止の効力は、債権の一部について訴えが提起された場合であっても、その債権の全部に及ぶものとする」との提案がなされたが、部会資料 69A (「民法 (債権関係) の改正に関する要綱案のたたき台 (4)」) では姿を消した。

(2) 一部執行と消滅時効の完成猶予

現行民法の判例法理である「裁判上の催告」には、①規定上は、申立ての取下げ、手続の取消しにより単純に失効するはずであった「中断事由」を完成猶予事由に転換する機能のほかに、②裁判上の請求に伴い、暫定的中断効（完成猶予効）の客観的範囲を拡張する機能を有していることが指摘されている⁽²⁷⁾。例えば、動産の引渡請求訴訟で、被告が原告に対する債権を被担保債権とする留置権の抗弁を提出した場合に留置権の被担保債権について「裁判上の催告」があったものとして消滅時効の完成を猶予する効力があり、かつ、その効力は抗弁が撤回されない限り、その訴訟係属中存続するとされることなどが②の例として挙げられる⁽²⁸⁾。

改正民法が①の意味での「裁判上の催告」の法理を明文化するものであることは、明らかであり、民事執行についても、一定の範囲で明文化がされている（法案148条1項柱書かっこ書）。しかし、従来、民事執行については、②の意味での「裁判上の催告」（執行上の催告）が認められるか否かが議論されることが少なくなかったが、概して判例は消極的との評価を受けてきた⁽²⁹⁾。前述したとおり、部会での審議では、当初、明示的一部請求に関する判例法理⁽³⁰⁾を変更することが検討されたが、やがて立法化を見送る流れに転じた。その後、傍論ながら明示の一部請求⁽³¹⁾について債権の残部に裁判上の催告としての効力を認める判例が出現し、部会では、明示の一部請求についても債権の全部について（更新事由ではなく）完成猶予事由とすることを求める意見が再燃したが⁽³²⁾、結局、一部執行や一部保全に関する検討が不十分との理由からか立法化は見送られた⁽³³⁾。部会での審議の経過

(27) 内田・総則 323 頁、佐久間・総則 413 頁。

(28) 最大判昭 38.10.30 民集 17 卷 9 号 1252 頁。

(29) 前掲・注 22 のシンポジウム

(30) 最一小判昭 34.2.20 民集 13 卷 2 号 209 頁。

(31) 最一小判平 25.6.16 民集 67 卷 5 号 1208 頁・本誌 1985 号 140 頁

(32) 部会第 79 回議事録 27 頁〔中井康之委員発言〕、同 28 頁〔高須順一幹事発言〕、同 32～33 頁〔岡正晶委員発言〕。

(33) 部会第 79 回会議事録 27 頁〔合田章子関係官発言〕〔村松秀樹関係官発言〕。

からすると、改正法案は必ずしも上記②の方向での拡張に消極的というわけではなく、これも今後の判例の展開や解釈に委ねる趣旨かと思われる⁽³⁴⁾。

ところで、「裁判上の催告」の法理は、債権者による訴えの提起等の一定の訴訟行為が「債務者に履行を請求する意思の通知」と評価できる場合、すなわち「催告」（民法 147 条）の要件を満たすと評価できる場合に当該訴訟行為が維持されている間は、催告が継続的になされているものと考え、「催告」と同様な暫定的な中断効（民法 153 条）を与えようというものであり⁽³⁵⁾、突き詰めて考えれば、事例判断的な要素が強い概念（訴訟行為と私法上の行為の交錯領域の一場面）であるが、改正法案は、これをいわば一定範囲において明文をもって制度化するものといえる。改正法案が明文化した範囲は、「申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合」（法案 148 条 1 項柱書かっこ書）であるが、一方でこれらの場合には、例外なく完成猶予効（暫定的中断効）が与えられるのか、また、他方では明文化された以外の場面でも、個々の事例判断としての「裁判上の催告」（執行上の催告）があり得るのかという問題を生じ得る。結論からいえば、制度化の範囲と裁判上の催告と評価できる場面が生じる範囲は、必ずしも一致せず、「申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合」であっても完成猶予効が生じない場合⁽³⁶⁾や、上記以外の場合でも完成猶予効

(34) ちなみに、中野＝下村・前掲書 409 頁注 15 では、前掲・平成 25 年 6 月 16 日最判が傍論で明示の一部請求に残余の部分の完成猶予効を認める説示がなされたことを手がかりに一部執行の申立てに残余に関する完成猶予効を認めることを示唆する。

(35) 我妻・総則 466 頁、中野＝下村・前掲書 393 頁、前掲・注 22 シンポジウムにおける伊藤眞教授の報告（金融法研究 15 号 30 頁以下）。

(36) 例えば、現行民法下では、無剰余取消しの場合（民事執行法 63 条 2 項）、目的物の滅失による取消しの場合（同法 53 条）等には中断効は遡及的に消滅しないと解されているが、改正法案の下でも取消しによる手続の終了と同時に更新効が発生すると解するべきだろう。この場合に申立てによってすでに発生している完成猶予効は更新効に吸収されることになると考えれば、取消しによって手続が終了しても、完成猶予効はその時点で消滅することになる。また、判例は、配当要求に時効の中断効を認めるが、基本になる競売申立てが取り下げられても、取下げの時点まで配当要求に伴う中断効は失われずとしており（最三小判平 11.4.27 民集 53 卷 4 号 840 頁）、現行民法下でも上記と類似の問題を生じ得る。

が認められる場合⁽³⁷⁾があり得るものと考えられる。そうすると、明文化がなされたとしても、完成猶予効が作用する場面は、解釈によって伸縮を伴う場合があり得ることに注意が必要なのだろう。

(3) 民事執行の申立て以外の権利行使

間口問題のもう一つの切り口として、債権者自身が民事執行の申立てを行うのではなく、他の債権者の申立てによって開始された金銭執行・担保執行において競合債権者が配当要求（民事執行法 51 条）、債権届出（同法 50 条）、債権計算書（民事執行規則 60 条）の提出、配当を受領した場合に、消滅時効の更新事由となり得るかという問題がある。判例は、債務名義を有する債権者による配当要求について中断効を肯定するが、それ以外については中断効を否定する⁽³⁸⁾。改正法案はこれらについても、現行民法以上に特段の解決の手がかりを加えるものではなく、他の間口問題と同様に今後の判例の展開や解釈に委ねられているものと思われる。

(4) 債務者以外の者に対する民事執行

民事執行・保全の手續が時効の利益を受ける者に対して行われたものでないときは、その者に通知をした後でなければ完成猶予または更新の効力を生じない（法案 154 条）。改正法案 154 条は、現行民法 155 条の規定を他の更新事由および完成猶予事由に拡張するものである⁽³⁹⁾。例えば、現行民法では、差押えの発効により時効の中断効が発生し、これが申立ての時点まで遡及すると解されているが、物上保証人がその不動産に設定された抵

(37) 一例として、前掲・注 34 を参照。

(38) 配当要求について最三小判平 11. 4. 27 民集 53 卷 4 号 840 頁、不動産強制競売における抵当権者の債権届出について最二小判平 1. 10. 13 民集 43 卷 9 号 985 頁、配当の受領について最一小判平 8. 3. 28 民集 50 卷 4 号 1172 頁参照。学説の多くはこれに賛成するが、債権届出については、執行上の催告として完成猶予効（暫定的中断効）を与えるべきものとする見解が有力である（中野＝下村・前掲書 393 頁、前掲・注 22 のシンポジウムにおける伊藤眞、竹下守夫両教授の発言等）。

(39) 中間試案補足説明 84 頁、潮見・概要 40 頁。

当権が実行され、競売開始決定がなされてその決定正本が債務者に送達された場合は、時効中断効は債務者への送達時点で生じ、申立て時点まで遡及しない（したがって、債務者への送達までに被担保債権の消滅時効期間が経過していれば、債務者は時効の援用が可能である⁽⁴⁰⁾）。上記の事案を改正法案の規律に即して説明すれば、物上保証人がその不動産に設定した抵当権が実行されて競売開始決定がなされても、その決定正本が債務者に送達された時点で、競売申立てに伴う完成猶予効が発生することになり、それまでに消滅時効期間が経過してしまえば、債務者は時効の援用が可能となる。改正法案の内容は、基本的に現行民法の規律を踏襲するものである。

6 時効障害効の始期と終期

(1) 完成猶予効の始期と終期

現行民法では、前述したとおり、執行方法として競売が予定されている手続に関しては、時効の中断効は差押えの効力と関連づけて説明されている。すなわち、中断効の根拠は、差押えによって執行機関が執行対象財産ないし担保権の目的物の換価権能を取得し、執行債務者の処分権能が制限されることに求められ、中断効の始期についても、差押えの発効時（民事執行法 46 条等⁽⁴¹⁾）に申立ての時に遡って発生するなど説明されている。判例・通説が、中断効の発生根拠を差押えの効力と関連づけながら、競売申立ての時点まで発生時期を遡及させるのは、それによって債権者としては権利行使のためになすべきことをしたと評価できることや差押えの効力発生時と連動させると執行機関の判断の早い遅いによって中断効の発生時期が左右されることとなり、債権管理上の問題を生じるからである。

こうした事情は、訴えの提起による時効の中断効等についても同様であ

(40) 最二小判平 8.7.12 民集 50 卷 7 号 1901 頁、

(41) 中野＝下村・前掲書 390 頁、松本博之「民事執行法」153 頁（弘文堂、2011 年）、山本和彦ほか編「新・基本法コンメンタール民事執行法」135 頁（瀬田浩久）（日本評論社、2014 年）など。

り、訴状送達がなされて訴訟係属が生じなくとも、訴状が受理された時点をもって中断効ないし暫定的中断効が発生すると解されており、改正法案についても別異に解すべき事情はない。改正法案においても、現行法の解釈と同様に、訴え提起、起訴前の和解の申立て、民事・家事調停の申立て、倒産手続への参加、民事執行・保全手続の申立ては、申立ての時点で完成猶予効が生じると統一的に解すべきである。ただし、民事執行の申立てが却下されて手続が開始されるに至らなかった場合、完成猶予効は生じない。また、完成猶予効の終期は、民事執行手続の「終了の時」から6か月であり（改正法案148条1項柱書かつこ書）、「終了の時」の意義については、後述する更新事由の発生時期と同一である。

(2) 更新効の発生時期

民事執行手続により消滅時効期間を更新する効力が生じるのは、民事執行手続の「終了の時」である。

a 更新効の発生根拠

前述したとおり、民事執行手続は、他の手続で確定された請求権を実現するための手続であり、権利行使説的な立場から更新事由としての位置づけを考えるほかはないが、現行民法下では、中断効の発生時点を申立ての時点、すなわち債権者が権利行使に着手した時点に置いており、権利行使説的な説明との整合性を保っている。この点、改正法案は、更新効の発生時期を民事執行手続の終了時としており、執行手続の終了がどのような意味で更新効と結び付くのかについて、十分な理論的説明を与えることは困難である。⁽⁴²⁾

この点、改正法案が更新効の発生時点を執行手続の終了時に移したのは、手続の申立てによって中断効（更新）が生じ、取下げや取消しによって手続が挫折した場合は中断（更新）効を遡及的に覆滅させるという現行民法の煩雑な構成を嫌った結果であり、さらには権利確定型の更新効の発生時

(42) 部会第12回議事録37頁の山本和彦幹事の発言

点（法案 147 条 2 項）と平仄をあわせるための技術的な意味合いによるものと割り切るほかはないものと思われる。法的手続の申立ての時点で完成猶予効が発生し、手続の終了時点で更新効が発生するとの改正法案の規律は極めて統一かつ簡明であり、債権管理の実務からは歓迎すべき事柄であろう。

b 更新効の発生時期

上記のように割り切るのであれば、民事執行の「終了の時」という概念も明確さ、形式的な一義性を重視して決するべきである。一般に民事執行の終了とは、申立てによって開始された個々の執行手続の終了を指し、①開始された手続の最終段階に当たる行為が完結したとき、②債権者が申立てを取り下げたとき、③執行取消文書の提出によって民事執行の終局的停止および既に行われた執行処分⁽⁴³⁾の取消しがなされたとき、④その他の事由による執行手続の取消しがあったときをいう。改正法案では、②ないし④の理由で民事執行手続が途中で挫折した場合は、消滅時効の更新する効力は生じず、当該手続の終了時から 6 か月を経過するまでの間、時効完成が猶予されるにとどまる（改正法案 148 条 1 項柱書かつこ書）。

具体的にいつが執行終了の時点となるかは、執行手続の種類ごとに検討するほかはないが、執行手続の終了時期と債権が満足によって消滅する時期とは、可能な限り一致させることが合理的である。最近の判例を例に取れば、不動産担保競売の手続において債務者兼抵当不動産の所有者が配当異議の訴えを提起したのに伴って配当金の執行供託がなされた事例につき、最高裁は「担保不動産競売の手続における根抵当権者に対する配当は、根抵当権の優先弁済権を実現して被担保債権を満足させるものであるから、配当によって消滅するのは、配当の時点において実体法上存在する被担保債権である」との一般的基準を立てた上、当該事案では、抵当権者が配当異議訴訟で勝訴したことにより、配当表記載のとおり配当がされる場合、配当の実施は、供託金の支払委託によって行われる（民事執行法 188 条、

(43) 中野=下村・前掲注 44・327 頁。

92条1項、民事執行規則173条1項、61条、供託規則30条1項)との理由で、支払委託がされた時点における被担保債権に法定充当がされるとし⁽⁴⁴⁾た。執行による満足と実体法的な債権の弁済による消滅とは概念上区別されるが、債権の消滅原因としての満足は、実体法的観点から検討されるべきであり、⁽⁴⁵⁾執行による満足によって、債権の内容である給付利益が債権者に確保された時点で債権が消滅すると解するのが原則であろう。具体的には、金銭債権であれば、配当期日に出頭した債権者に配当金または弁済金が交付された時点で債権は満足を受けて消滅し、かつ、執行手続も同時に終了する。これに対し、直ちに配当が実施できない場合は、配当金に相当する金銭が供託されるが(民事執行法91条)、本件のような配当留保供託(同法91条1項各号)は、弁済供託(民法494条)の性質を有しない⁽⁴⁶⁾ため、供託の時点で債権は消滅せず、供託事由が消滅して配当が実施された時点の債権に充当される。この場合、供託金は、その支払委託がなされたときの被担保債権に充当されるのか、債権者が供託金を受領した時点での被担保債権に充当されるのかが問題となり、後者の立場が実体法理には忠実であるが、被担保債権の消滅時期が債権者の意思によって左右されることになって妥当ではなく、被担保債権の消滅時期と執行手続の終了時期を一致させるとの観点から上記判例の採用した結論を支持すべきである。⁽⁴⁷⁾

類似の問題は、他の類型の執行手続でも発生する。例えば、債権執行において取立訴訟が提起された場合や非金銭執行における代替執行等については検討すべき点が多い。債権執行における換価・満足の手続は、債権者の意思に委ねられている部分が多く、更新効の発生終期や完成猶予効の終期が債権者の意思に左右されるという問題がある。すなわち、債権執行の終了時点は、債権者が転付命令による換価・満足の方法を選択したときは、

(44) 最三小判平27.10.27民集69巻7号1763頁。

(45) 梶山玉香「執行による『満足』と債権の消滅 (1)」同志社法学41巻6号100頁以下

(46) 中野=下村・前掲570頁注20

(47) 石井教文「金融判例研究第26号」判批Ⅳ-8(金融法務事情2049号44頁)。

転付命令が確定したとき、また、取立権の行使による場合は、第三債務者から被差押債権の取立てを完了したとき、さらには第三債務者が債権者の競合を理由に執行供託をしたときは配当が完了したときと解される。しかしながら、転付命令の申立てや取立権の行使自体には執行手続上の時間的な制限はなく、債権者がこれらを懈怠しても、執行債権や被担保債権の消滅時効は完成しないことになるからである。⁽⁴⁸⁾ 同様の問題は、非金銭執行における代替執行にもあり、授權決定により完成猶予の効力が確定的に生じ、代替行為の完了時に執行が完了するが、代替行為をなすべき期間に執行法上の制限はない。このような状況は、改正法案においても同様であろう。

c 更新効の対象債権（執行による債権の一部満足と弁済充当）

特に金銭執行および担保執行では、請求債権の一部が満足を受けた場合は、残部について更新効が生じることとの関係で、配当が複数の請求債権の全部を満足させるに足りない場合に、執行手続が終了する時点で満足を受けて消滅する部分と新たな時効期間が進行する残余の部分を識別する基準がなければならない。

この点、金銭執行ないし担保執行における配当金が執行債権、被担保債権の全部を消滅させるに足りない場合には、その配当金は法定充当がされるところとするのが判例であり、⁽⁴⁹⁾ 執行実務である。しかしながら、これに対しては、金融実務から執行による満足の場合も銀行取引約定に基づく金融機関の充当指定権の行使（合意充当の一種）を認めるべきであるとの批判が強く、学説でも上記のような場合に満足を受けて消滅する債権の選択は、執行手続の外部に切り出して民法の弁済充当に関する規律に全面的に委ねるべきであるとする見解が台頭している。⁽⁵⁰⁾ こうした議論を背景に、部会でも立法によって法定充当説を採る判例法理を変更することが検討されたが、

(48) 債権執行の申立ては、執行債権・被担保債権の消滅時効の完成猶予事由となるが、被差押債権の消滅時効の完成猶予事由となるわけではないので、第三債務者から差押債権者が消滅時効の抗弁を対抗される可能性があることはもちろんである。

(49) 最二小判昭 62.12.18 民集 41 卷 8 号 1592 頁、最二小判平 9.1.20 民集 51 卷 1 号 1 頁

(50) 沖野眞巳「判批」法協 106 卷 6 号 1086 頁、山本克己「配当表の作成と弁済充当の特約」民事執行・保全判例百選〔第 2 版〕84 頁（有斐閣、2012 年）。

執行実務からの反対で、結局、見送られた経緯があった⁽⁵¹⁾。

この点、改正法案の規律に従えば、執行手続終了の時点で満足を受けて消滅する債権と残存して時効が更新される部分は、執行手続の終了時で切り分けがなされていなければならない、その際の基準としては法定充当説によるほかはないものと考えられる⁽⁵²⁾。近時の有力説のように、執行手続外で当事者の意思によって充当関係を定めるとすれば、時効の更新時期が一定せず不安定な法律関係を生じるからである。判例は、部会での上記のような議論がなされた後も、引き続き、法定充当説の立場を維持しているが、妥当⁽⁵³⁾というべきである。

7 各論的問題

(1) 強制執行・担保執行

金銭執行（法148条1項1号）は、金銭債権の強制的満足を図る手続であり、担保執行（同項2号）は、担保権の目的財産を換価・管理して担保権付債権（被担保債権）の満足を図る手続であって、いずれも被執行債権、被担保債権に関する強力な権利行使といえるため消滅時効の更新事由とされたものである。平成15年の担保・執行法の改正までは、差押えによって手続が開始されるという共通性があり、現行民法上も時効の中断事由となることは明らかであった（民法147条2号）。しかしながら、民事執行法の改正により、金銭執行についても、扶養義務等に係る金銭債権については、差押えによる以外に間接強制によることが認められ（民事執行法167条の15・16）、この場合の時効の中断効の根拠を差押えの効力に関連づけて説明することは困難になっていた。改正法案によれば、この場合を執行障害事由に包摂するのに特段の補充解釈ないし拡張解釈を要しないこ

(51) 日比野俊介「債権法研究会報告・弁済」金法2020号35頁。

(52) 石井教文「破産手続における弁済の充当」田原睦夫先生古稀・最高裁判所判事退官記念「現代民事法の実務と理論（下）」（きんざい、2013年）444頁以下

(53) 前掲・注47「判批」参照。

となる。

強制執行のうち、非金銭執行の手続は、民事執行法 170 条の場合を除けば、差押えによって開始されるわけではないが、執行債権の消滅時効を中断する効力があるものと解されてきた。その意味で民法 147 条 2 いう「差押え」は、民事執行に基づく強制執行および担保執行による差押えをいうと解釈されてきたことになるが、改正法案においてはこの点も明確になった。執行方法としても、直接強制のほかに間接強制、代替執行を含むと解することになるが、改正法案の規定ぶりは、この点も含めて疑義を払拭したものといえることができる。これに対し、意思表示執行（民事執行法 174 条）には狭義の執行を観念することはできないため、改正民法 148 条 1 項 1 号の強制執行には該当しないと解すべきだろう。⁽⁵⁴⁾

(2) 形式競売・財産開示

a 形式競売

改正法案は、形式競売・財産開示を時効の完成猶予事由、更新事由として明文で規定したが、これまで明確に時効障害事由として議論されてきた気配はない。

このうち、形式競売（広義）は、債権の満足を目的としないが、担保執行の例によるものとされる換価手続であり、留置権に基づくものと民商法その他の法律による換価のための競売（狭義の形式競売）とがある（民事執行法 195 条）。差し当たって、民事・商事を問わず留置権には優先弁済権はないものの、留置権に基づく形式競売は、留置権の被担保債権の行使としての側面がないとはいえないため、消滅時効の完成猶予事由、更新事由となり得ると解すべきであろうか。⁽⁵⁵⁾

(54) 意思表示を命じる判決が確定し、意思表示を行う給付条項を含む和解・調停調書等が成立すれば、債務者の意思表示が擬制されるため（民事執行法 173 条）、狭義の執行を観念する余地はない（中野＝下村・前掲書 826 頁）。

(55) 部会第 79 回会議事録 24～26 頁では、形式競売が消滅時効の中断事由となり得るのかとの中田裕康委員の質問に対し、村松秀樹関係官から「形式競売について、いろいろなものがあるとするのは正におっしゃるとおりで、個別的に、背後にある権利、あるいは背後」

b 財産開示手続

財産開示手続は、請求権実現の前段階の手続にすぎないが、執行名義に基づく民事執行手続であるため（民事執行法 197 条）、執行債権または一般先取特権の被担保債権の満足のための準備手続と位置付けて完成猶予・更新事由に明文で追加されたものである。⁽⁵⁶⁾ 債権の強制的回収の一環をなす手続であり、時効障害事由とするのが合理的である。例えば、債権者が既に債務名義を取得しているものの、見るべき執行対象財産が見当たらない場合などは、財産開示手続の申立てを行い、執行対象財産の調査を行いつつ、消滅時効期間の完成を阻止するなどの利用の仕方があってよい。

適法な申立てがなされれば完成猶予事由となり、申立てが要件を満たして、開示手続実施決定がなされれば（民事執行法 197 条 1 項・2 項）、仮に開示義務者が財産目録の提出をせず、あるいは開示期日への出頭・宣誓・陳述を拒んで目的を達しないまま執行裁判所が財産開示期日を終結しても、開示期日の終結の日から新たな時効期間が進行すると解すべきであろう。申立てが却下されて実施決定に至らなかった場合には更新事由はもとより、猶予事由ともならない。実施決定がなされても、申立てが取り下げられ、あるいは実施決定が法律の規定に反することを理由に取り消された場合は、完成猶予事由となり得るだけで更新の効力は生じないと解される（法 148 条 2 項ただし書）。

以上

ㄨ にある形式競売の申立ての趣旨等に鑑みて、解釈するしかないのかなというのが基本的な発想ということでございます」との回答がなされている。

(56) 部会第 79 回会議事録 24～26 頁では、財産開示は債権の満足を目的とする手続ではないので消滅時効の中断事由となり得るのかとの中田裕康委員の質問に、村松秀樹関係官から「財産開示は債務名義を取ってやる手続であるということもあり、そういう意味では、かなり頑張って権利行使に向けて努力しているという部分も、実質的にはあるのではないか」というような部分を重視しますと、これはこれで 1 つ仮差押え、仮処分とは違うという整理もできるのかなというのが一応のここでの整理でございます」との回答がなされている。